

特別管理産業廃棄物（廃水銀等）

① 特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物

次表の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除くものが該当する。

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
八	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
九	保健所
十	検疫所
十一	動物検疫所
十二	植物防疫所
十三	家畜保健衛生所
十四	検査業に属する施設
十五	商品検査業に属する施設
十六	臨床検査業に属する施設
十七	犯罪鑑識施設